

# ラオス投資ガイドブック

(税務・会計編)

2021

(2021年10月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビエンチャン事務所

ビジネス展開支援課

#### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ビエンチャン事務所が、現地法律事務 Deloitte (Lao) Sole Company Limited. と共同で作成し、2021 年 10 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正および運用の変更などによって、内容が変更される場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Deloitte (Lao) Sole Company Limited. は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Deloitte (Lao) Sole Company Limited. がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課  
E-mail : BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ビエンチャン事務所  
E-mail : LVI@jetro.go.jp

**JETRO**

# 目次

<b>第1章: ラオスの税制体系</b> .....	1
ラオスの一般的な税の概要.....	1
ラオスの租税制度.....	2
<b>第2章: 法人税</b> .....	6
法人税の概要.....	6
法人税の計算.....	6
<b>第3章: 個人所得税</b> .....	10
個人所得税の全体像.....	10
所得税の税率.....	10
所得税の納付.....	11
罰則.....	11
個人納税者登録番号(TIN)の概要.....	11
個人の納税者番号登録(TIN)の要件.....	11
社会保障負担金(SSC)と登録の要件.....	11
個人の年次税務申告の概要.....	12
年次納税申告と期限.....	12
適用される年間税率.....	12
年次税務申告の控除対象経費.....	13
<b>第4章: 源泉税</b> .....	14
源泉徴収税の定義.....	14
源泉徴収法人税率.....	14
源泉徴収法人税申告.....	15
源泉徴収法人税のその他の事項.....	15
<b>第5章: 付加価値税</b> .....	16
付加価値税(VAT)の税率.....	16
VATの繰越.....	16
VATの申告と支払い.....	16
VAT登録.....	17
VATに関するその他の事項.....	17
<b>第6章: 新会計基準(LFRS)</b> .....	18
(1) 決算期変更.....	18

(2) 勘定科目表.....	18
(3) 財務諸表の形式.....	19
NON-PIES 企業の定義 .....	19
<b>第7章: 減損会計.....</b>	<b>26</b>
(1) 棚卸資産 .....	26
(2) 固定資産等を含むその他の資産 .....	26

## ラオス投資ガイドブック 2021 (税務・会計編)

### 第1章: ラオスの税制体系

#### ラオスの一般的な税の概要

##### はじめに

ラオスの税制は、ラオス政府によって定義され、国民議会（以下「NA」）により採択されている。その目的は、透明で公正な税の徴収を通じて、個人、法人、または組織がラオスにおける納税義務を遵守することを促進し、国家のより強固な社会経済的發展に寄与することである。

ラオス人民民主共和国（以下「PDRL」）の税法は廃止され、下記のとおり置き換えられた。2019年6月、NAは三つの新しい税法を採択した。

これらの新税法は下記の三つの法令により構成されている。

- 税管理法 (Law on Tax Management) (No. 66/NA, dated 17 June 2019)
- 所得税法 (Law on Income Tax) (No. 67/NA, dated 18 June 2019)
- 物品税法 (Law on Excise Tax) (No. 68/NA, dated 19 June 2019)

これらの法律は、ラオス国家主席によって公布され、2020年2月3日に政府公式サイト（ラオス官報、<https://laoofficialgazette.gov.la/>）に掲載されている。しかしながら、その後、2020年2月11日付財務省通達（0424/MoD）が発行され、「税務管理法」と「所得税法」が2020年1月1日から施行された。

また、2018年6月20日付付加価値税法（Law on Value Added Tax）第48/NA号はVATに関するラオスの現行法である。

昨今、政府は法律を公布し、ラオスの税収入へのアクセスを容易にしており、例外なく、すべての税法違反者は、新しい税法やその他の関連する税務規則で定義されているとおり、罰則の対象となる。

##### 税金の定義

税金とは、ラオス国内および国外での事業活動、商品やサービスの消費、土地や資産の使用、その他の活動によって所得や利益を稼得している個人、法人、または組織の金銭的義務であり、ラオスの税法に基づいて課税される。

納税者とは、ラオス国内で継続的または一時的に事業を運営もしくは、生計を立てている個人、法人、または組織のほか、外国で事業活動を行い課税対象となる所得を稼得したラオ

ス国内の居住者や設立された企業のことを指し、ラオスの税法や規則に従って国に税金を納める必要がある。

外国人、無国籍者、および非居住者も、ラオス国内で収入を得ている場合には、ラオス国内で課税対象となる。

税率、税務コンプライアンスおよび税務申告に係る大きな変更がこの新税法には反映されている。この新税法は所得税率を全体的に下げた一方、一部の物品税率を上げた。さらに国内投資を促す一部の事業（教育、イノベーション事業、クリーンエネルギー事業等）に対する法人の税率を下げた。さらにラオス国内事業をより効率化させるために月次および年次の税務申告期限を延長させた。

なおラオス国内の税務コンプライアンスを徹底させるために法人だけではなく、個人に対しても納税者登録番号（TIN）の登録を行うことが義務付けられた。

## ラオスの租税制度

ラオスの税制は、2019年6月17日付の税務管理法第68/NA号に基づき、税金の種類、税率、その他の税務管理制度が定められている。

## 税金の種類

税金には以下の2種類がある。

- 間接税（Indirect Tax）
- 直接税（Direct Tax）

## 間接税

間接税は、ラオスの事業者を通じて商品やサービスの消費者から徴収される。

間接税には以下の税金がある。

- 付加価値税（"VAT"）
- 物品税（"ET"）

VATは、商品やサービスの輸入、国内での商品やサービスの供給から得られる商品やサービスの価値に対して徴収される税金であり、最終消費者が負担しなければならない。

ETは、国内の個人、法人、または組織が、一定の輸入品や国内製造品を消費もしくはサービスを提供することにより徴収される金銭的義務である。

**直接税**は、国内および海外での事業活動により収入、利益を稼得している個人、法人、または組織から徴収される。直接税には以下のものがある。

- 所得税
- 土地・固定資産税
- 環境税
- 手数料およびサービス料

**所得税**は、所得を稼得している個人、法人、または組織から徴収される金銭的義務である。所得税は、所得税に関する法律で定義されており、法人所得税と個人所得税の 2 種類の税金により構成されている。

**土地・固定資産税**は、土地・固定資産を使用する個人、法人および組織から徴収される金銭的義務である。土地・固定資産税は別の法律により規定されている。

**環境税 (Environmental Tax)** とは、ラオス国内で事業を営むことを許可された個人、法人、または組織が、人間、動物、および植物の健康や生命、生態系に環境汚染、リスク、損害を与える物品や天然資源を輸入、使用する際に徴収される金銭的義務である。環境税は別の法律により規定されている。

**手数料**は、国の機関を通じて経済的・社会的活動を行う個人、法人、または組織から徴収される政府の直接的な義務である。

**サービス料**は、国の機関が社会的な非営利活動のために提供する技術的・管理的サービスから発生する直接の義務である。

**手数料およびサービス料**は、「手数料およびサービス料に関する国家主席令」により規定されている。

## 税制

### 納税者登録番号 (以下、TIN)

新しい税法によると、ラオスの税務コンプライアンスを徹底させるために、法人だけでなく、個人も税務当局に TIN を登録することが義務づけられている。

法人の場合、1) Taxris が使用されていた時代に設立された法人の場合、システムが自動的に企業登録証明書（ERC）と共に TIN を発行する。2) Taxris が使われていない時代に設立された法人の場合は、ERC を取得した後、法人が登録している税務署に TIN の申請を行う必要がある。

個人の場合、新税制では個人による TIN の登録が必要とされているが、2020 年 12 月 31 日に終了する年度からは厳密には実施されていない。しかしながら、2021 年 6 月 30 日までに個人の TIN を登録することを義務付ける財務省の直近の通達がある。

### 納税スケジュールの変更

税項目	旧税法		新税法	
	申告の頻度	期日	申告の頻度	期日
法人税	四半期ごと	四半期末の翌月の10日	年2回	7月20日及び1月20日
個人所得税	月次及び年次	翌月の15日	月次及び年次	翌月の20日及び翌年の3月31日までに確定申告を提出
付加価値税	月次	翌月の15日	月次	翌月の20日
物品税	月次	翌月の15日	月次	翌月の20日
源泉税	月次	支払日から10日以内	月次	支払日から15日以内
個人所得税及び法人税の確定申告			年次	翌年の3月31日
納税計画書	年次	毎年3月31日	年次	毎年2月末

上表のとおり納税スケジュールが変更された。大きな変更点としては下記のとおりである。

法人税の中間納税は旧税法によると四半期ごとに行わなければならなかったが、新税法により年 2 回になった。

法人税および個人所得税の確定申告についても、年度末の財務諸表の提出後に必要となり、翌年の 3 月 31 日までに提出しなければならない。

個人所得税、付加価値税、物品税の申告日は旧税法に基づくと翌月の 15 日と規定されているが、新税法によると翌月の 20 日と規定された。

源泉税についても旧税法に基づくと支払日から 10 日以内に申告が必要であったが、新税法に基づき支払日から 15 日以内と規定された。

納税計画書についても旧税法に基づくと毎年 3 月 31 日が期限日だったが、新税法に基づき毎年 2 月末と規定された。



## 年次税務調査

**法人の場合：**法人は、毎年3月31日までに年次財務報告書を提出しなければならない。暦年の会計期間（1～12月）とは異なる年次財務報告の会計期間を適用することが認められている納税者は、期首残高日から3カ月以内に年次財務報告書類を当局に提出しなければならない。税務当局は、正確かつ完全な財務報告書および財務省が規定したその他の書類を受理し、税務申告義務が遂行された旨を確認後、5営業日以内に納税者に対して年次納税証明書を発行しなければならない。

**個人の場合：**会計年度（暦年）の12カ月後に、個人・従業員は個人所得税（IIT）の年次自己申告（IIT計算）を行い、翌年の3月31日までに税務当局に提出して審査・承認を受けなければならない。

## 第2章: 法人税

### 法人税の概要

2020年1月1日以前の法人税の税率は、一般投資活動の場合は24%であり、その後は2019年6月18日付の所得税法 No.67/NA（所得税に関する法律）により、現在まで20%に引き下げられている。

法人税は、ラオス国内で行われる事業活動から得られる課税所得に適用される。法人税の税率は、一律20%である。20%の税率は、外国人投資家と国内投資家の両方に適用される。

その他の法人税率は、特殊な産業に適用されており、以下のとおりである。

- A) タバコ - 22%
- B) 鉱業 - 35%
- C) 人材育成にかかわる産業（例：トレーニングセンター、学校など）、近代的な病院の建設にかかわる産業、医薬・医療品の供給にかかわる産業 - 5%
- D) 技術を利用した事業にかかわる企業 - 7%
- E) 上場企業 - 13% (例：4年後には20%)

### 法人税の計算

#### 法人税の計算方法

法人は、年次法人税自己申告書（法人税計算書）を作成し、翌年度の3月31日までに年次会計報告書と共に提出しなければならない。

税務当局は、提出された会計報告書に記載されている情報に基づいて、課税所得を決定する。実際には、税務当局は、会計上の純利益+課税対象外の費用-課税対象外の収入を以下のように仮定して、最終的な法人税の計算を行う。



### 控除可能な費用

課税対象となる所得は、年間所得から控除可能な費用を差し引いて計算される。控除対象外費用は、所得税法第 18 条に規定されている。しかし、このリストは短く、通常所得税算定での控除が認められている多くの一般的な支出項目が含まれてないため、この第 18 条の中にはすべての控除対象外費用が含まれているわけではない。所得税に関する法律と整合性のある固定資産の償却／減価償却も税務上の控除対象となる。

会計目的では、法人は固定資産をその見積耐用年数に基づいて償却／減価償却することができる。しかし、税務上は、税法に定められた規則と償却率に従わなければならない。

### 非課税所得項目と損金不算入費用

#### 非課税所得項目

所得税法第 17 条により、免税項目とみなされ、法人税計算上、課税対象とならない項目が五つある。

新税法では、配当金は非所得項目のリストに含まれていないため、法人税計算時の配当金の扱いについては混乱が生じている。しかしながら、所得税法施行規則ガイドライン第 42 条によると、株主である法人がほかの法人から配当金を受け取り、すでに法人税（配当所得税）10%を支払っている場合には、法人が受け取る配当所得は非課税所得項目として扱われる。

#### 損金不算入費用

法人税法第 18 条によると、法人税の計算上、損金不算入となる項目は 17 項目ある。この 17 項目のうち、新規投資家の多くが注目し、説明を求めているのが借入金の利息の取

り扱いである。所得税法第 18 条によると、事業に直接関係のない銀行や非金融機関からの借入金の利息は、損金不算入項目に含めることが定められている。また、関連会社からの借入金の利息についても、事業に直接関連していない場合には、損金不算入となる。

## 法人税の申告および納付

2019 年度までの法人税は、旧所得税法に基づき 4 四半期に分けて申告される。2020 年度は、ラオスの納税者として登録されている法人は、半年ごとに法人税を計算し、支払い、提出しなければならない。最初の 6 カ月間の法人税はその年の 7 月 20 日に、最後の 6 カ月間の法人税は翌年の 1 月 20 日までに提出しなければならない。

納税者が半年ごとに支払う法人税の申告と計算は、次の三つの方法で行うことができる。

一つ目は、会計報告書が作成できる場合には、最初の 6 カ月間または 次の 6 カ月間に発生した実際の利益に基づいて支払う方法、二つ目は、年次事業計画に基づいて支払う方法、三つ目は、前年の法人税の 50%を支払う方法である。

半年ごとに支払われる法人税は、前払法人税とみなされ、所得税法施行ガイドライン第 21 条第 1 項に基づいて財務諸表および財務書類が提出された後に、その年の法人税は、財務諸表による実際の課税所得に基づいて再計算され、半期ごとの法人税支払額と比較され、年間の法人税が半期ごとの支払額よりも高い場合には、不足分の法人税を税務当局に申告・納付しなければならない。それよりも低い場合は、過払金は次年度に繰り越され、税額控除として使用される。

所得税に関する法律の施行ガイドライン第 21 条第 1 項および所得税に関する法律第 20 条第 1 項に基づき、「会計システムに基づく事業者は、翌年の 3 月 31 日までに年次法人税を納付しなければならない」と規定されている。

なお、法人税の不足額が 10%を超えた場合、税務当局から 50%の追加ペナルティが課せられる。

## その他

### 配当金に係る申告および納税

法人税法第 32 条によると配当金の支払いについて株主が合意する場合には、配当金の支払いを合意する株主総会決議日から稼働日 15 日以内にその配当金に係る源泉税の支払いを行わなければならない。

一方で配当金を支払わない旨について株主が合意した場合については、その合意から 15 日以内に税務当局にその旨を通達しなければならない。

税務当局に配当金を支払わない旨の通達を行わない、もしくは翌年の 6 月 30 日までに配当金の支払いに係る源泉税の支払いを行わない場合には、税務当局がその配当金に係る所得税を計算し、課税することができる。すなわち税務当局は配当金を支払わない場合でも、みなし配当金に対して 10%の源泉税および罰金を課税できると規定されている。

### **還付金および税額控除**

還付および税額控除の申請は納税を行った日から 3 カ月以内に税務当局に申請をしなければならない。また税務当局は還付申請受理後稼働日 5 日以内に内容の確認を行い、10 日以内に還付を行わなければならないと規定されているが、実務的には還付手続きには長い時間を要する。

税額控除については有効期限がないため、将来使い切るまで繰り越すことが可能である。実務的には還付が難しいため、還付ポジションにないよう、できる限り正確に納税を行うことが重要である。

### **繰越欠損金**

新税法によると欠損金は最大 5 年間繰り越すことが可能であるが、欠損金を繰り越すためには外部監査人の監査および納税証明書が要請される場合がある。また農業を営む企業においては、自然災害等により欠損を計上した場合には最大 10 年まで欠損金を繰り越すことが可能である。

### 第3章: 個人所得税

#### 個人所得税の全体像

本章では、個人所得税について説明する。2019年のラオスの新税法である所得税法(IT)、物品税法(ET)、税務管理法(TA)は2020年2月17日に発効とされた。しかし、財務省は、2020年2月11日付通達No.0424/MoFを発行した。この通達により、これらの法律の施行は2020年1月1日からとなった。

ラオスの税法改正の目的は、外国からの投資を誘致し、効率的かつ効果的な徴税を促進することであり、個人の納税者のステータス、税率、申告・納付日に重点が置かれている。今回の徴税制度のIT化では、所得税システムにいくつかのアップデートが導入された。給与税(ToS)制度では、所得税の累進課税における税率の範囲が0~24%から0~25%に変更された。さらに、ToSシステムにより免除される課税所得額は、100万(ラオスキープ、以下「LAK」)から130万LAKに増加された。各課税ベースレベルのギャップは、2015年12月15日付の旧Law on Tax No.70/NAによる課税ベースと比較すると、新税法ではより増加された。最大税率が上昇したにもかかわらず、新ToSシステムの下での個人の実際の納税義務は、旧ToSシステムに比べて低くなった。

所得税に関する法律では、ラオスで働き、ラオスまたは海外で給与を得ている外国人は、国会で承認された国家間の二重課税および所得税脱税防止に関する特定の協定や、政府と投資家との間の投資協定がある場合を除き、ラオスで所得税を支払わなければならないと規定されている。

#### 所得税の税率

さらに、第35条第1項では、給与などの報酬に対する累進所得税率は下表のとおり、0~25%となっている。

No.	Basis of income for a year (LAK)	Based for calculation (LAK)	Tax Rate	Level of Tax (LAK)	Total taxable (LAK)
1.	Below 1.300.000	1.300.000	0%	0	0
2.	From 1.300.000 – 5.000.000	3.700.000	5%	185.000	185.000
3.	From 5.000.000 – 15.000.000	10.000.000	10%	1.000.000	1.185.000
4.	From 15.000.000 –	10.000.000	15%	1.500.000	2.685.000

	25.000.000				
5.	From 25.000.000 65.000.000	-	40.000.000	20%	8.000.000 10.685.000
6.	From 65.000.000 above	.....	.....	25%	..... .....

## 所得税の納付

給与に対する所得税の申告は、雇用主の義務であり、雇用主は従業員から計算して控除した後、登録している税務当局に提出する必要がある。

また、新税法により所得税の提出期限が延長されたため、給与税は翌月 20 日までに提出しなければならないと規定されている。

## 罰則

給与に対する所得税の申告の提出が遅れた場合のペナルティは、1 回につき 50 万 LAK である。さらに、提出遅延に対する追加のペナルティがあり、支払うべき税額に基づいて、1 日あたり 0.1% 課せられる。

## 個人納税者登録番号(TIN)の概要

税務当局は、2021 年 2 月 10 日付通達 No.0831 を発行し、所得税法第 45 条に基づき、2021 年 6 月 30 日までに個人が個人納税者登録番号 (TIN) を登録することを規定した。これは、ラオス国内で収入を得ている国内外の個人を管理・監視するためのものである。

## 個人の納税者番号登録(TIN)の要件

最近、税務当局は、2021 年 2 月 10 日付通達 No.0831 を発行し、所得税法第 45 条に基づき、2021 年 6 月 30 日までに個人が個人納税者登録番号(TIN)を登録することを要請している。これは、ラオス国内で収入を得ている国内外の個人を管理・監視することを目的としている。

税務当局がこの規則を発行した目的は、納税義務を果たしている所得者を保護・監視することである。しかしながら、個人納税者番号(TIN)の登録は、政府が国税をより良く徴収し、分析するための全国的な個人所得データベースの作成に役立つと期待されている。

## 社会保障負担金（以下、SSC）と登録の要件

2018 年 6 月 27 日付社会保障法 No.54/NA 第 90 条に基づき、法人は、SSC の登録に関す

る社会保障法第 90 条に基づいて、ラオス国内で合法的に働く（すなわちラオス国内での労働許可証を有す）ラオス居住者および国外居住者のすべての従業員を社会保障制度に登録しなければならない。SSC 登録の手順は以下のとおりある。

- 申請書
- 法人の従業員（ラオス居住者、国外居住者を含む）の情報
- SSC に登録した従業員のリスト
- 企業登録証明書、納税証明書、ビジネスライセンスのコピー
- 申請書に記載されているその他の書類

社会保険料、月額社会保険料の計算基準は、1 カ月あたりの給与およびその他の報酬の合計額の 450 万 LAK までが上限として設定されている。被雇用者の負担率は 5.5%、雇用者は 6%と規定されている。

### 個人の年次税務申告の概要

ラオスでは、給与およびその他の報酬に対する所得税を月次および年次で申告しなければならない。所得税法第 40 条によると、法人は、翌月の 20 日までに従業員の給与税を、法人が登録されている税務当局に申告・納付しなければならないと規定している。さらに、所得税法第 51 条によると、法人および個人は、2021 年 3 月 31 日までに、法人および個人が登録されている税務当局に年次報告書を提出しなければならない。

現在の実務では、法人のみが納税者登録番号を有し、これを使ってスタッフの給与税を申告納税している。

最近、税務当局は、2021 年 2 月 10 日付所得税法第 45 条に基づき、2021 年 6 月 30 日までに個人納税者番号を登録しなければならないことを規定した通達第 0831 号を公表した。しかし、税務当局は、現在の IT インフラとプラットフォームがこれらの変更に対応できるかどうかについて評価中であり、さらに、このコンプライアンスのための手順と実施計画を作成している。

### 年次納税申告と期限

所得税法第 51 条によると、ラオスで収入を得た個人は、その年に稼得したすべての収入と、その年に申告した税金の概要をまとめ、個人の所得税が払い過ぎていないか、あるいは登録している税務当局に追加申告する必要があるかを確認し、税務調査を受けるために、翌年の 3 月 31 日までに税務当局に年次申告をしなければならない。

### 適用される年間税率

毎年の納税申告の際の累進課税率は下表のとおりである。



No.	Basis of income for a year (LAK)	Based for calculation (LAK)	Tax Rate	Level of Tax (LAK)	Total taxable (LAK)
1.	Below 15.600.000	15.600.000	0%	0	0
2.	From 15.000.000 – 60.000.000	44.400.000	5%	2.200.000	2.200.000
3.	From 60.000.000 – 180.000.000	120.000.000	10%	12.000.000	14.200.000
4.	From 180.000.000 – 300.000.000	120.000.000	15%	18.000.000	32.200.000
5.	From 300.000.000 – 780.000.000	480.000.000	20%	96.000.000	128.220.000
6.	From 780.000.000	.....	25%	.....	.....

### 年次税務申告の控除対象経費

所得税法第 52 条によると、年間申告額から控除できる費用は、父、母、妻または夫、18 歳以下の子供、障害者などの家族にのみ適用される。これらの扶養家族は、収入を得ることができないことを証明する必要がある。

上記の扶養者をサポートするために必要な費用は、年間の納税額から控除することができる。ただし、控除額には上限があり、一人あたり年間 500 万 LAK、最大人数は 3 人までと規定されている。つまり、年間の控除可能額の上限は 1,500 万 LAK となる。

## 第4章: 源泉税

### 源泉徴収税の定義

ラオスは発展途上国であり、投資を奨励・促進するための国家経済開発計画がある。ラオスでは、さまざまな種類の投資やビジネスが行われており、登録されたビジネスと登録されていないビジネスの形態がある。この問題に対処するために、ラオス政府は、国内で事業を行い、収入を得ている非居住者のサプライヤーに対して、源泉徴収税（WHT）の仕組みを適用した。

ラオスの2019年6月18日付所得税法 No.67/NA によると、第12条第2項では、ラオス国内で企業を設立していないが、ラオス国内で事業を行い収入を得ている非居住者は、ラオス国内で課税されると規定している。すなわちラオスでは源泉徴収の対象となる。また、財務会計基準に基づいて作成された財務諸表が不正確、不完全であり、裏付け書類がない、あるいは財務記録を保持していない個人、法人、または組織も源泉徴収の対象となる。実際には、税務当局はさまざまな方法（観察、ベンチマーク等）を用いて評価可能な収入を決定する。適用される源泉徴収税率は、個人、法人、または組織の事業内容によって異なる。

### 源泉徴収法人税率

海外または非居住者から商品やサービスを購入した現地法人は、供給者の主な事業活動に基づいて、1.4~3%の源泉徴収法人税（WH CIT）を源泉徴収しなければならない。さらに、財務会計基準に則った財務諸表を作成していない、または、財務諸表を作成したがその内容が不正確な国内の個人、法人、または組織は、事業活動に応じて1.4~3%の源泉徴収法人税が課せられる。

現行の所得税法第14条第2項では、事業の種類に応じて下表のとおり源泉徴収税（WHT）の税率が設定されている。

Type of Business	Deemed profit margin (% of business revenue)	CIT rate	Deemed Profit rate
Agriculture and Handicraft	7%	20%	1.4%
Industrial and Manufacturing	10%	20%	2%
Trading and Services	15%	20%	3%

ラオスの所得税法第 13 条によると、みなし源泉徴収税の計算は、支払額に上記の事業活動の種類に応じたみなし利益率を乗じ、さらに税率 20% を乗じたものと規定されている。

### 源泉徴収法人税申告

所得税法第 20 条第 2 項および所得税法施行規則第 22 条第 3 項によると、海外または非居住者のサプライヤーから物品やサービスを購入した場合、法人はその支払後 15 営業日以内に、その法人が登録されている税務当局に源泉徴収して納付しなければならない。

### 源泉徴収法人税のその他の事項

所得税に関する法律の施行ガイドライン第 83 条によると 非居住者の借入金の利子に対する税務上の取り扱いについては、二つのケースがある。

●ラオス国内の個人、法人、または組織（国内の借り手）が、海外の銀行から融資を受ける場合:

融資利息の収入には 3% の源泉徴収税が課せられる。現地の借主は、支払い前に源泉税を徴収し、支払い後 15 営業日以内に登録されている税務当局に申告・納付する必要がある。

●ラオス国内の個人、法人、または組織（国内の借り手）が、海外のノンバンク、親会社、その他の非居住者から融資を受ける場合:

貸付金の利息収入には 10% の所得税が課せられる。融資を受けた現地法人は、支払い後 15 営業日以内に源泉徴収し、現地法人が登録されている税務当局に納付しなければならない。

## 第5章: 付加価値税

### 付加価値税(以下、VAT)の税率

2018年6月20日付のVAT法によると、ラオス国内での生産・取引・消費に使用される物品・サービスの売買、ラオスへの物品の輸入、非居住者のサプライヤーがラオスの顧客に提供するサービスの購入には10%のVATが適用される。物品の輸出には0%が適用される。

### VATの繰越

VATは、仕入VATと売上VATの二つにより構成されている。通常、VATを徴収することができるのは、VAT納税者（VATシステムに登録した事業者）のみである。VAT登録を行っている売り手・サービス提供者は、代金を回収する際に、買い手・サービス利用者からVATを徴収する義務がある。

発行されるインボイスには、購入価格／サービス料金に10%のVATを加えたものが記載される。これは、売り手・サービス提供者にとっては売上VAT、買い手・サービス利用者にとって仕入VATとみなされる。

売り手・サービス提供者が1カ月間に支払った仕入VATは、その月に徴収した売上VATと相殺することができる。残りの売上VATは、税務当局に申告・納付しなければならない。物品やサービスの購入により発生した残りの仕入VATは、将来の売上VATと相殺するために、最大3カ月間繰り越すことができる。

### VATの申告と支払い

VATの申告：VATシステムに登録しているすべての法人は、月次VAT申告書を作成し、提出する必要がある。

VATの申告には次の種類がある。1) 各企業(VATシステムに登録している企業)がTaxrisを通じてエクセルファイル\*をシステムに登録して提出する方法、および2) 税務当局のサービスカウンターにてエクセルシートを提出する方法がある。Taxrisまたはサービスカウンターで情報が処理された後、VAT申告書が作成され、支払い手続きが行われる。

\*法人の情報が記載されたエクセルファイル（インプットシート、アウトプットシート、調整シート（変更があった場合））が必要である。

VAT の支払い：月次 VAT は、税務管理法第 31 条第 2 項に基づき、翌月の 20 日までに支払わなければならない。

すべての VAT の支払いは、銀行 (E-Bank による送金および銀行のカウンターサービス) および国家財政局 (National Treasury Office) を通じて行われる。

備考：付加価値税法と税務管理法の間では、申告日に違いがある。付加価値税法の第 30 条および第 31 条によると、月次付加価値税の申告および納付は、翌月の 15 日までとなっている。しかし、実際には、税務管理法第 32 条に基づき、2020 年の月次 VAT は翌月 20 日までに申告・納付しなければならない。なお、Taxris システム (E-tax filing) でもこれと同じ申告日が設定されている。

## VAT 登録

VAT 法第 34 条によると、ラオス国内で事業登録をしている個人、法人、および組織で、関連部門からの投資許可証を保有し、TIN を保有している者は、VAT システムへの登録が必要である。

## VAT に関するその他の事項

VAT インボイスを発行できない VAT 未登録のサプライヤーから購入する場合

VAT に関する法律第 2 条によると、VAT は買い手 (最終消費者) の税金とみなされる。仕入先が VAT 登録をしていない場合、仕入先は VAT を請求することができない。しかしながら、買い手 (つまり会社) は、税務調査の際に問題が発生しないように、直接、税務当局にこのような VAT を申告する必要がある。これは、VAT 法のいかなる規定にも裏付けられていないが、税務当局担当官により口頭で確認されている。税務当局から入手した納税証明書は、3 カ月間繰越が可能な仕入 VAT の証拠として使用される。

## 第6章: 新会計基準 (以下、LFRS)

2013年12月26日付会計法第47号第3条 (The Accounting Law No.47/NA, dated 26 December 2013, Article 3) によると、非公益企業 (Non-PIE) はLFRSに準じて財務諸表を作成しなければならないと規定されている。さらにLFRSは大企業向けLFRSおよび中小企業向けLFRSにより構成されている。一方で2020年2月4日付財務省令第369号第4条 (Article 4 of the agreement issued by MOF No. 369/MOF, dated 4 February, 2020) に基づき、非公益企業 (Non-PIE) は、2021年1月1日以降新会計基準に基づき勘定科目表および会計帳簿を作成しなければならないと規定された。

一方で2016年2月26日付会計法の導入に関する財務省通達第531号 (Ministerial Instruction on Implementation of the Accounting Law No. 531/MOF, dated 26 February, 2020) に基づき、公益企業 (PIE) は2021年1月1日から国際財務報告基準 (以下、IFRS) の適用が求められているが、実務的にはIFRSの適用は現在遅れている。

なお非公益企業 (以下、Non-PIE) は下表の条件により大企業、中小企業およびマイクロ企業に識別され、2021年1月1日以降、大企業は大企業向けLFRS、中小企業は中小企業向けLFRSを適用して、勘定科目表および会計帳簿を作成しなければならない。

大企業向けLFRSおよび中小企業向けLFRSはIFRS for SMEs (中小企業向け国際財務報告基準) に基づいているが、下表に示すとおりラオスの会計基準ではいくつか適用されない項目もある。

### (1) 決算期変更

決算期を変更する場合 (e.g. 12月決算から3月決算への変更) には財務省会計部門の事前承認が必要である。

### (2) 勘定科目表

勘定科目表は下記の七つのグループにより構成されている。

Class 1: 流動資産 (Current Assets)

Class 2: 非流動資産 (Non-Current Assets)

Class 3: 資本 (Owner's Equity)

Class 4: 負債 (Liabilities)

Class 5: 関連会社取引および仮勘定科目 (Intercompany account and suspense account)

Class 6: 経費 (Expenses)

Class 7: 収益 (Income)

### (3) 財務諸表の形式

財務書評は下記により構成されている。

1. 損益計算書 (Income Statement)
2. 貸借対照表 (Statement of Position)
3. キャッシュ・フロー計算書 (Statement of Cash flow)
4. 株主資本等変動計算書 (Statement of change in equity)
5. 財務諸表の注記 (Notes to the Financial Statement)

### Non-PIEs 企業の定義

2013年12月26日付会計法第47号/NA第3条および2017年1月16日付商工省(“MOIC”)令第25号によると下記の条件に基づき、Non-PIEs企業は大企業(Large Entities)、中小企業(SMEs)およびマイクロ企業(Microenterprises)に識別される。

企業の種類	条件	総資産 (million KIP)	収益 (million KIP)	従業員数
Non PIEs の 定義:	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人企業;</li> <li>有限会社;</li> <li>株主が1人の有限会社</li> <li>その他</li> </ul>			
大企業 (Large entities)	製造業	$X \geq 400$	$X \geq 4,000$	$\geq 100$ 人
	商社 (Trade)	$X \geq 400$	$X \geq 6,000$	
	サービス業	$X \geq 600$	$X \geq 4,000$	
中小企業 (SMEs)	製造業	$100 < X < 400$	$400 > X < 4,000$	6~99 人
	商社 (Trade)	$150 < X < 400$	$400 > X < 6,000$	
	サービス業	$200 < X < 600$	$400 > x < 4,000$	
マイクロ企業	製造業	$X \geq 400$	$X < 400$	1~5 人
	商社(Trade)	$X \geq 400$	$X < 400$	
	サービス業	$X \leq 400$	$X < 400$	

### 中小企業向け IFRS (IFRS for SMEs) , 大企業向け LFRS (FRS for LES) および中小企業向け LFRS (FRS for SMEs) の比較

中小企業向け IFRS のいくつかの項目は、大企業向け LFRS もしくは中小企業向け LFRS に適用されない。

会計基準	IFRS for SMEs (2009)	FRS for LES	FRS for SMEs
<b>Section 31</b> ハイパーインフレーション(Hyperinflation)	✓	×	×
<b>Section 9</b> 連結財務諸表 (Consolidated and Separate Financial Statement)	✓	✓	×
<b>Section 12</b> その他の金融商品 (Other Financial Instruments Issues)	✓	✓	×
<b>Section 16</b> 投資用不動産 (Investment Property)	✓	✓	×



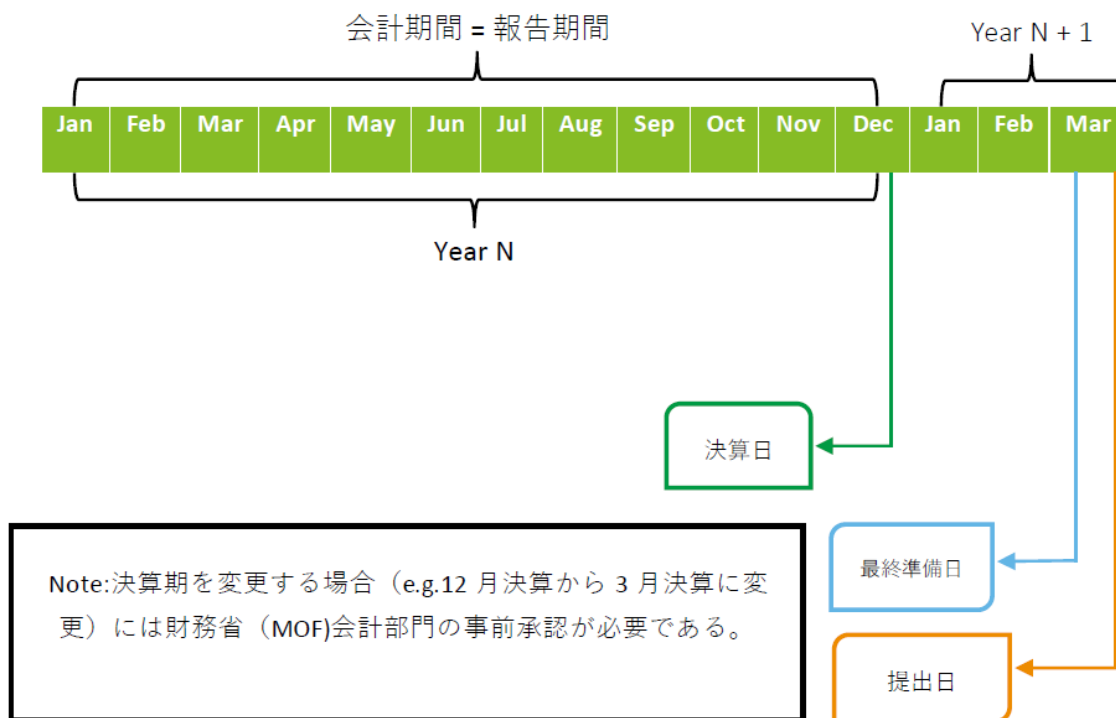
Section 33 関連会社間取引の開示 (Related Party Disclosures)	✓	✓	×
(基準のページ数)	(大体 230 ページ)	(大体 205 ページ)	(大体 162 ページ)

## 会計マニュアルの例

Contents of the Accounting Procedures Manual		
I. Introduction;		
II. Division of Responsibilities:	法人の一般情報及び適用される会計基準 (Status/Overview of the entity + accounting adopted)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>Board of Directors;</li> <li>Executive Director/Chief Executive Officer;</li> <li>Operations Manager (Finance Director);</li> <li>Bookkeeper.</li> </ul>		
III. Chart of Accounts and General Ledger;	従業員の倫理的行為を監督するための内部統制規定 (Internal control rules for ethical behavior of employees)	
IV. Cash Receipts;		
V. Inter-Account Bank Transfers		
VI. Cash Disbursements & Expense Allocations;		
VII. Credit Card Policy and Charges;		
VIII. Accruals;		
IX. Bank Account Reconciliations;	財務会計手続(Procedure of financial accounting activities)	
X. Petty Cash Fund;		
XI. Property and Equipment;		
XII. Personnel Records;		
XIII. Payroll Processing;		
XIV. End of Month and Fiscal Year End Close;		
XV. Financial Report;		
XVI. Fiscal Policy Statements.		
		2016年2月26日付会計法導入に関する財務省通達第531号 Ministerial Instruction on the Implementation of the Accounting Law, No. 531/ MoF, dated: 26 February 2016

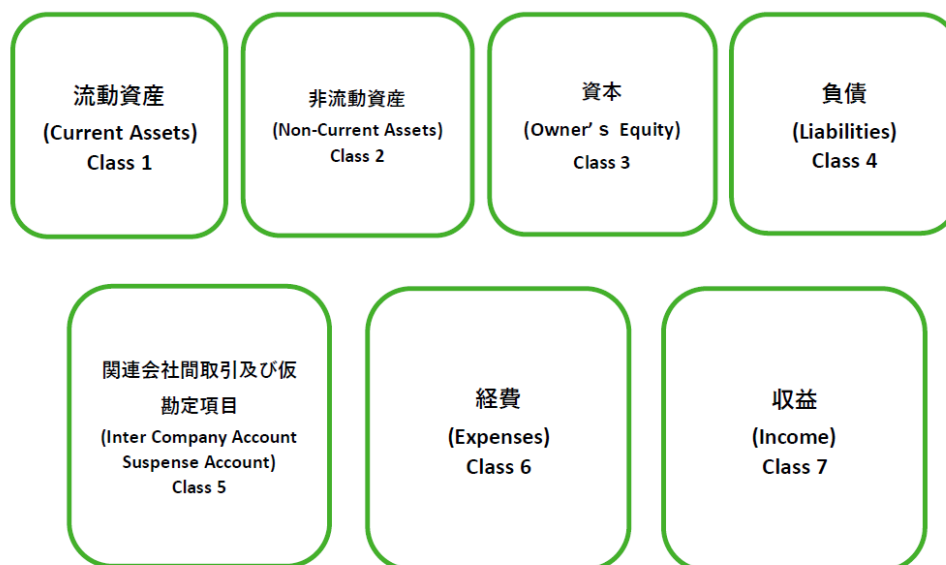
## 会計および報告期間

2013年12月26日付会計法第47号/NA第8条、45条および48条(Accounting Law, No.47/NA, dated: 26 December 2013, Article 8, 45 & 48)



## 勘定科目表

勘定科目表は七つのグループにより構成されている:



2009年及び1992年ラオス会計基準 (Lao Accounting 2009 & 1992)		大企業及び中小企業向け LFRS (FRS for LEs and FRS for SMEs) (Accounting Update)	
1	Assets	1	Current Assets
2	Liabilities	2	Non-Current Assets
3	Equity	3	Equity
4	Assets & Liabilities	4	Liabilities
5	Temporary Account	5	Non-Financial Statement
6	Expenses	6	Expenses
7	Revenues	7	Revenues

2009年度ラオス会計基準と新会計基準に基づき形式の変更(続き)

2009年及び1992年ラオス会計基準 (Lao Accounting 2009 & 1992)		大企業及び中小企業向け LFRS (FRS for LEs and FRS for SMEs) (Accounting Update)	
A	Assets including account 1, 2,3,4 & 5	A	Assets including account 1 & 2
B	Liabilities including account 1,4 & 5	B	Liabilities including account 4
C	Equity including account 1	C	Equity including account 3
D	Expenses including account 6	D	Expenses including account 6
E	Revenues including account 7	E	Revenues including account 7

## 財務諸表への注記

Note to Financial Statement
1. General Information;
2. Basis of Preparation and Accounting Policies;
3. Key Sources of Estimation Uncertainty;
4. Revenue;
5. Employee Benefits Expense;
6. Borrowing Cost;
7. Income Tax;
8. Inventories;
9. Financial Assets;
10. Investments In Subsidiaries, Associates and Jointly Controlled Entities;
11. Property, Plant and Equipment;
12. Intangible Assets Other Goodwill;
13. Goodwill;
14. Financial Liabilities;
15. Provision; and
16. And Other Notes

## 企業用財務諸表の形式

損益計算表 (Income Statement)

貸借対象表 (Statement of Position)

キャッシュフロー計算書 (Statement of Cash Flow)

株主資本変動計算書 (Statement of change in equity)

財務諸表への注記 (Notes to the Financial Statement)

## 第7章: 減損会計

資産の減損は、資産の簿価が資産の回収可能価額を超える場合に認識される。資産の回収可能価額は資産、もしくはCGU（“Cash Generating Unit”）の資産公正価値から売却費用を差し引いた価額、もしくは使用価値のいずれか高い価額と定義される。

資産公正価値から売却費用を差し引いた価額は、独立企業間の資産の売却価額から資産処分費用を差し引いた価額と定義される。

資産の使用価値は、その資産から将来生み出されるであろうキャッシュ・フローの現在価値と定義される。

### (1) 棚卸資産

毎財務報告日において、企業は棚卸資産が減損されているかどうかの算定を行わなければならない。企業は各棚卸資産をその簿価とその完成品の販売価額から原価と販売費用を差し引いた価額と比較して、減損の算定を行わなければならない。

### (2) 固定資産等を含むその他の資産

毎財務報告日において、企業は固定資産等を含むその他の資産において減損の兆候があるかどうかの判断を行わなければならない。もし減損の兆候があると企業が判断した場合には、企業はその資産の回収可能価額の算定を行わなければならない。